

一般廃棄物処理業許可基準要綱（昭和46年）新旧対照表

現行	改正後（案）
(収集運搬を業とする基準) 第2条 省略	(収集運搬を業とする基準) 第2条 省略
2 収集運搬を業とする場合の運搬車両の基準は、次のとおりとする。 (1) 省略 (2) 省略 (3) 省略 (4) 省略 (5) 運搬車両は、本市一般廃棄物収集運搬業の専用車両とし、他の目的と混用しないこと。 ただし、市内から発生する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみを収集運搬する場合は、この限りではない。	2 収集運搬を業とする場合の運搬車両の基準は、次のとおりとする。 (1) 省略 (2) 省略 (3) 省略 (4) 省略 (5) 運搬車両は、本市一般廃棄物収集運搬業の専用車両とし、他の目的と混用しないこと。 ただし、市内から発生する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみを収集運搬する場合、 <u>又は次のア～エをすべて満たす産業廃棄物若しくは特別管理産業廃棄物を収集運搬する場合はこの限りでない。</u> <u>ア 神奈川県又は本市による、産業廃棄物収集運搬業許可又は特別管理産業廃棄物収集運搬業許可を有すること。</u> <u>イ 収集場所、運搬先のいずれも市内であること。</u> <u>ウ 一般廃棄物と産業廃棄物（又は特別管理産業廃棄物）は混載せず、合積みする場合は異なる架装に積み込むこと。</u> <u>エ 車両の使用に際しては第5条第6項のとおり届出を行うこと。</u>
(6) 省略 (7) 省略	(6) 省略 (7) 省略
第3条から第4条 省略 (遵守事項) 第5条 一般廃棄物処理業に関する遵守事項は、	第3条から第4条 省略 (遵守事項) 第5条 一般廃棄物処理業に関する遵守事項は、

<p>廃棄物処理法、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成4年9月横浜市条例第44条）及び横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則（平成5年2月横浜市規則第5号。以下「規則」という。）並びにごみ処理施設等搬入事務取扱要綱及び交通関係法規に規定するもの（収集及び運搬を業とする場合に限る。）のほか、次のとおりとする。</p> <p>（1）省略</p> <p>（2）省略</p> <p>（3）省略</p> <p>（4）省略</p> <p>（5）省略</p> <p>（6）本市処理施設へ搬入する運搬車両の新規登録又は登録済みの車両の色若しくは表示を変更しようとするときは、運搬車両の色及び表示について、事前相談の上、第8条に規定する書類を提出すること。</p> <p>（7）省略</p>	<p>廃棄物処理法、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成4年9月横浜市条例第44条）及び横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則（平成5年2月横浜市規則第5号。以下「規則」という。）並びにごみ処理施設等搬入事務取扱要綱及び交通関係法規に規定するもの（収集及び運搬を業とする場合に限る。）のほか、次のとおりとする。</p> <p>（1）省略</p> <p>（2）省略</p> <p>（3）省略</p> <p>（4）省略</p> <p>（5）省略</p> <p>（6）本市処理施設へ搬入する運搬車両の新規登録又は登録済みの車両の色若しくは表示を変更しようとするときは、運搬車両の色及び表示について、事前相談の上、第8条に規定する書類を提出すること。<u>また、本市処理施設へ搬入する運搬車両（機械車両を用いた車道清掃に限定して、本市処理施設に搬入する車両を除く。）について、神奈川県又は横浜市産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の運搬車両と兼用するときは、第8条第2項に規定する書類を提出すること。</u></p> <p>（7）省略</p>
--	---

各種様式等の新旧対照表については次項参照

(案)

別紙 I (第2条第2項)

車両表示仕様書

別紙 I (第2条第2項)

車両表示仕様書

1 運搬車両の色は、次の色を除いたものとする。

(1) 本市が保有する塵芥車の類似色（ラッピングカーを除く。）

(2) 周辺自治体^{*}が指定する収集運搬車両の類似色

※周辺自治体とは、東京都23区及び本市に隣接する自治体を指す

(3) 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡を使用するもの及びこれらに類するもの。

2 運搬車両については、その旨の表示を行うものとし、表示方法については、次のとおりとする。

(1) 車体外側の両側ドア部、両側面及び後部の中央部等の見やすい位置に白色の帯を表示すること。ただし、運搬車両の色が白色系統の場合に限り、文字と同じ色の境界線を表示すること。

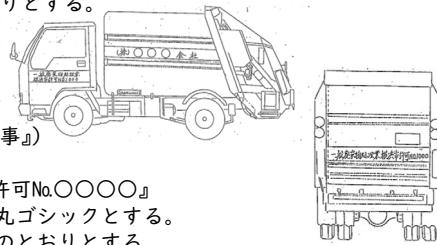
(2) 帯の幅は大型車で20cm、中・小型車で15cmとし、車体に直接塗装すること。

(3) 帯に表示する内容は、次のとおりとする。

ア ドア部（2段書き）

『一般廃棄物処理業

横浜市許可No.○○○○○』



イ 側部

業者名を表示（例：『株○○商事』）

ウ 後部

『一般廃棄物処理業 横浜市許可No.○○○○○』

エ 文字の色は濃紺とし、字体は丸ゴシックとする。

オ 文字の大きさ及び配置は、次のとおりとする。

	大型車		中・小型車	
	大きさ	配置	大きさ	配置
ドア部	縦7cm 横6cm	上中下各2cm開け、 横はバランスよく。	縦6cm 横5cm	上中下各1cm開け、 横はバランスよく。
側部・後部	縦14cm 横12cm	上中下各3cm開け、 横はバランスよく。	縦9cm 横7cm	上中下各3cm開け、 横はバランスよく。

3 第三者に関する車体利用広告及びこれに類する運搬車両の識別を阻害する表示は禁止とする。

4 本市処理施設へ搬入することのない車両及び機械車両を用いた車道清掃に限定して、本市処理施設に一般廃棄物を搬入する車両については、次のとおりとする。

(1) 運搬車両の色については、1(2)の規定は適用しない。

(2) 表示は車体外側の両側ドア部に行う。（※マグネットでの表示可）

(3) 文字の大きさ、配置及び表示の内容については、2に従うものとする。

(4) 横浜市内で収集又は運搬を行う場合は、市民からの誤解を招かないよう産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車両である旨の表示、及び他都市一般廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車両である旨の表示は行わないものとする。

1 運搬車両の色は、次の色を除いたものとする。

(1) 本市が保有する塵芥車の類似色（ラッピングカーを除く。）

(2) 周辺自治体^{*}が指定する収集運搬車両の類似色

※周辺自治体とは、東京都23区及び本市に隣接する自治体を指す

(3) 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡を使用するもの及びこれらに類するもの。

2 運搬車両については、その旨の表示を行うものとし、表示方法については、次のとおりとする。

(1) 車体外側の両側ドア部、両側面及び後部の中央部等の見やすい位置に白色の帯を表示すること。ただし、運搬車両の色が白色系統の場合に限り、文字と同じ色の境界線を表示すること。

(2) 帯の幅は大型車で20cm、中・小型車で15cmとし、車体に直接塗装すること。

(3) 帯に表示する内容は、次のとおりとする。

ア ドア部（2段書き）

『一般廃棄物処理業

横浜市許可No.○○○○○』

イ 側部

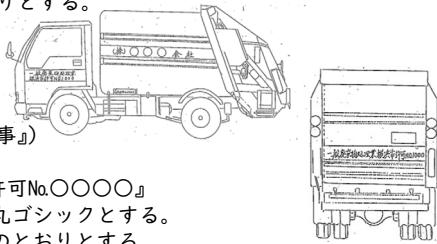
業者名を表示（例：『株○○商事』）

ウ 後部

『一般廃棄物処理業 横浜市許可No.○○○○○』

エ 文字の色は濃紺とし、字体は丸ゴシックとする。

オ 文字の大きさ及び配置は、次のとおりとする。



	大型車		中・小型車	
	大きさ	配置	大きさ	配置
ドア部	縦7cm 横6cm	上中下各2cm開け、 横はバランスよく。	縦6cm 横5cm	上中下各1cm開け、 横はバランスよく。
側部・後部	縦14cm 横12cm	上中下各3cm開け、 横はバランスよく。	縦9cm 横7cm	上中下各3cm開け、 横はバランスよく。

(4)要綱第5条第6項の兼用車両の（特別管理）産業廃棄物収集運搬業の表示は、(3)の内容と重ならない位置に表示を行うこと。

3 第三者に関する車体利用広告及びこれに類する運搬車両の識別を阻害する表示は禁止とする。

4 本市処理施設へ搬入することのない車両及び機械車両を用いた車道清掃に限定して、本市処理施設に一般廃棄物を搬入する車両については、次のとおりとする。

(1) 運搬車両の色については、1(2)の規定は適用しない。

(2) 表示は車体外側の両側ドア部に行う。（※マグネットでの表示可）

(3) 文字の大きさ、配置及び表示の内容については、2に従うものとする。

(4) 横浜市内で収集運搬を行う場合は、市民からの誤解を招かないよう産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車両である旨の表示、及び他都市一般廃棄物の収集運搬の用に供する運搬車両である旨の表示は行わないものとする。

様式14（第8条第2項）

許可申請事項変更届出書

年 月 日

許可番号 ()

横浜市長

住 所

氏 名

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

電 話 ()

令和 年 月 日 横浜市 指令第 号で許可を受けました
について、次のとおり変更しましたので、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第23条及び一般廃棄物処理業許可基準等要綱第8条第2項の規定により届け出ます。

変更内容	事 項	変 更 前	変 更 後
変更年月日	年 月 日		
変更理由			

次の書類を添付してください。

申請書の添付書類に記載した事項を変更したときは、その書類

(案) 様式14（第8条第2項）

許可申請事項変更届出書

年 月 日

許可番号 ()

横浜市長

住 所

氏 名

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

電 話 ()

令和 年 月 日 横浜市 指令第 号で許可を受けました
について、次のとおり変更しましたので、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第23条及び一般廃棄物処理業許可基準等要綱 第5条第6項 第8条第2項 の規定により届け出ます。

変更内容	事 項	変 更 前	変 更 後
変更年月日	年 月 日		
変更理由			

申請書の添付書類に記載した事項を変更したときは、その書類を添付すること。